平成28年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	No 6								<u>府</u> 省	府省庁名 環境省					
対象税目		個人	人住民税	法人住民	民税 事	業税	不動産取得税	固定	資産税	事業所移	その他	j ()		
要望 項目名		省:	省エネ改修が行われた既存住宅に係る特例措置の延長・拡充												
要望内容(概要)		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 一定省エネ改修工事													
		<3	・特例措置の内容 <現行制度の概要> 一定省エネ改修工事を行った場合、以下のとおり固定資産税額を軽減する。 翌年度 1/3 軽減(適用期限 平成 28 年 3 月 31 日)												
				限の3年建		int:	住宅について:	も適用対	対象とす	· る					
関係	条文		地方税	法附則第	;15 条 <i>0</i> :)9. t	地方税法施行金	令附則第	亨12条、	地方税	法施行規	則附則領	第7条	ŧ	
減 見ジ	収 込額		初年度] 改正増減		.13 の内 一	数	(▲244の内数	()	[平年]	度]	▲ 13 თ)内数		44 の内数) z:百万円)	
要望	理由	ムi のi	市場規模 品質・性	宅ストッ の拡大を 能を高め	通じた)、国民	経済の の住生	動切なリフォー)活性化を図る E活の向上を目 ・ックの循環利	ととも 指す。	に、省 また、	エネルギ 省エネル	一化等の ギー化・	改修を 省資源	促進し 化に対	ノ、住宅ス 対する要請	トック
		り、「イ 行 一 い	我が量の は 宝宅 既 が し 方 ト と る る る る る る る る る る る る る る る る る る	は充足し ったは宅 の住宅の が国のリ プラン である。	・ックは ,ている す」社: ,トック ,フォー. ィ」にお	と言え 会から を最大 ム市場 いて、	25 年時点では える。環境問題 、「いいものを 、限に活用する の規模は欧米 中古住宅流通 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	を作っている。 を作っている。 記とが、 諸国に、 は・リフ	・エネ 、きち 重要でる 比べてシ ォーム	ルギー問んと手入 ある。 まだ小さい 市場の拡	題がますれして、 いのが現っ 大が重要	ます深長く大伏でありな政策	刻化切に例り、「中課題と	する中、全 使う」社会 中古住宅・ こして掲げ	が後は、 へと移 リフォ られて
4	+·-		. –				図り、リフォ			–				ヘrッ C IK.Æ	, ac
対応縮減		_													
									~	ブ		6-	— 1		

合理性	る	策体系におけ 政策目的の位 付け	 ○ 「住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定)」において、「既存住宅の省エネリフォームの促進等を図る」ことが位置付けられている。なお、住生活基本計画については、人口・世帯数の減少、少子高齢化等、我が国の社会経済等の変化を踏まえ、平成28年3月をめどに見直しを進めているところ。 ○ 「日本再興戦略(平成27年6月30日閣議決定)」の中短期工程表において、「中古住宅流通・リフォーム市場の規模を倍増【10兆円(2010年)→20兆円(2020年)】」「2020年までに中古住宅の省エネリフォームを倍増」することが位置づけられている。 (政策評価体系における位置付け)1. 地球温暖化対策の推進1-2国内における温室効果ガスの排出抑制 							
		策の 成目標	・中古住宅流通市場・リフォーム市場の規模を倍増【10 兆円(2010 年)→20 兆円(2020 年)】 ・2020 年までに中古住宅の省エネリフォームを倍増 なお、住生活基本計画については、人口・世帯数の減少、少子高齢化等、我が国の社会経済 等の変化を踏まえ、平成28年3月をめどに見直しを進めているところ。							
		税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	3年間							
	•	同上の期間中 の達成目標	・中古住宅流通市場やリフォーム市場の規模を 2020 年までに倍増する(平成 22 年 10 兆円) ・中古住宅の省エネリフォームを 2020 年までに倍増する(平成 23 年 32 万件)							
		策目標の 成状況	・中古住宅流通市場・リフォーム市場規模 11 兆円(平成 25 年) ・中古住宅の省エネリフォーム件数 46 万件(平成 25 年)							
有	要望の措置の 適用見込み		平成 28 年度 省エネ:5, 785 件							
効 性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)		既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する改修を広く誘導していくことが、政 策目標の達成のために有効である。							
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置		・特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例 ・既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除 ・既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除							
	の	算上の措置等 要求内容 び金額	・環境・ストック活用推進事業(平成 28 年度概算要求 184 億円)							
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係		上記制度と相まって、税制においても必要な措置を講じることにより、省エネルギー化等の改 修を促進し、住宅ストックの品質・性能を高め、国民の住生活の向上を図る。							
		望の措置の 当性	既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する改修を広く誘導していくため、改修 に係る税負担の軽減を図ることは効果的である。							
				ページ	6—2					

税負担軽減措置等の 適用実績 	平成 22 年度 3,429 件 平成 23 年度 8,135 件 平成 24 年度 5,433 件 平成 25 年度 7,600 件 平成 26 年度 2,563 件 (総務省「固定資産の価格等の概要調書」より)						
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	平成 23 年度 144, 473 千円 平成 24 年度 78, 819 千円 平成 25 年度 100, 879 千円						
税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)	税負担軽減措置の適用件数は着実に増加してきており、本税制特例は、既存の住宅ストックを 有効活用し、その質の向上に資する改修の促進に寄与している。						
前回要望時の 達成目標	・中古住宅流通市場やリフォーム市場の規模を 2020 年までに倍増する ・中古住宅の省エネリフォームを 2020 年までに現在の 2 倍程度にする						
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	政策目標の達成のためには、本特例を延長することで、既存の住宅ストックを有効活用し、 その質の向上に資する改修を広く誘導していくことが必要である。なお、目標期間が満了して いないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難である。						
これまでの要望経緯	平成 20 年度: 創設 平成 22 年度: 3 年延長 平成 25 年度: 3 年延長・縮減						
	ページ 6—3						